

イノベーションオフィス納屋七 入会契約書

_____ (以下「甲」という) と戸所新太郎 (以下「乙」という) とは「イノベーションオフィス納屋七」 (以下納屋七という) への入会に関し、次の通り入会契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (契約の目的)

乙は、甲の主催する各種講座および教室を納屋七において開催すること目的として、甲の本会への入会を認め、甲は、本会の利用にあたって本契約での定めを遵守する。

第2条 (イノベーションオフィス納屋七)

1. 「イノベーションオフィス納屋七」とは、納屋七を利用するサービスのうち、会員毎に乙が定めるものの総称とする。
2. 本会への入会により、甲は「イノベーションオフィス納屋七」を利用することができる。
3. その他サービスであるコワーキングスペースの利用に関しては、甲は乙が別途定める利用規約 (以下「規約」という。) を遵守する。乙は自らの裁量に基づき規約を変更することができる。

第3条 (権利義務の移転)

甲は、本契約上の地位並びに本契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を譲渡若しくは貸与することはできない。

第4条 (入会金)

1. 甲は各サービスのサービスの料の月額と同額を入会金として本契約前に、乙が指定する株式会社ゆうちょ銀行の乙名義口座 (記号) 14600 (番号) 13989721に、他行からの場合は (店名)四六八(ヨロハチ) (店番)468 (口座番号)1398972あてに振込まなければならない。
2. 入会金は、納屋七に要する初期費用であり、入会以後は発生しない。よって、甲の退会時に返金する性質のものではない。
3. 甲は一度退会し、再度入会する場合は、新たに入会金を乙に支払わなければならない。

第5条 (利用部分と利用料金、共益費)

1. 甲は、各サービスの利用について、乙のホームページ<http://www.naya7.com>において別途定める利用料金を支払うことにより、各サービスを利用することができる。
2. 利用料金は入会金、利用料金および共益費によって構成される。

第6条 (支払方法)

甲は毎月の講座または教室の利用料金を前納しなければならない。尚、その支払は月払いとし、乙の銀行口座への振込みをもって料金を領収したとみなす。

第7条 (解除)

甲が、次の各号の一に該当した時は、何等の催告を要せず、乙は本契約を即時に解除することができる。甲は原状回復の上、専有部分を明け渡すこととする。

- (1) 本契約に違反する行為があり、違約を改めるよう催告したのに拘らず是正しない時
- (2) 利用料金および共益費を滞納した時。
- (3) 会員相互における共同利用の秩序を乱す行為があった時。

- (4) 危険物、麻薬等の持ち込みあるいは使用する行為をした時。
- (5) その他会員として品位を損なうと乙が認める行為があった時。

第8条 (禁止行為)

甲は次の行為をしてはならない。

- (1) 騒音など、他の会員又は近隣の迷惑となる行為。
- (2) 火災発生の原因となる可能性のある器具類（暖房器具を含む。）を持ち込む行為。
ただし、乙が確認して認める暖房器具についてはこの限りでない。
- (3) 納屋七内で喫煙をする行為。
- (4) 共有スペースに物品、ごみ等を放置し又は無断で設備又は備品を設置する行為。
- (5) 自動車、二輪車等の駐車若しくは駐輪に際して、近隣住民に迷惑をかける行為。
- (6) 他の利用者の講習の妨害となる行為。
- (7) その他、乙が不相当と認める行為。

第9条 (サービス及び施設の廃止・利用制限)

- 1. 火災、法令の制定改廃、行政指導、経済状況の著しい変化が発生した場合は、乙はサービス及びオフィスの一部又は全部を廃止し、その利用を制限することができる。本項に基づく廃止又は利用制限によって甲に生ずる損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。
- 2. 納屋七が提供するサービスは、時代の変化により変更或いは、終了することがある。

第10条 (料金の変更)

- 1. 乙は、オフィスサービスに対する利用料金が経済事情の変動、公租公課の変更その他の事情により不相応なときは変更することができるものとする。
- 2. 契約の解約、解除、サービス若しくはオフィスの廃止又は利用制限、その他いかなる理由によっても、既に受領した利用料金、領した金銭その他一切の金銭は返還せず、また既に発生した債務は消滅し又は免除若しくは減額されないものとする。

第11条 (免責事項)

- 1. 甲と他の会員又は第三者との間に生じた紛争は、甲が自らの責任で解決し、乙はかかる紛争に関して一切の責任を負わない。甲と他の会員又は第三者との間の紛争により乙が損害を被った場合には、甲は当該紛争により乙に生じた一切の損害を他の会員又は第三者と連帯して賠償するものとする。

第12条 (契約外事項)

本契約に定めのない事項及び契約の内容に関し疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、誠意を持ってこれを解決する。

第13条 (駐車料金)

甲の主催する各種講座および教室の受講者が納屋七前の駐車場を利用する場合、1日1回につき200円を申し受けるものとする。なお、当該駐車場は近隣の他の施設と共用のため、利用できないこともある。

附則

納屋七には建物内外の景観的価値を損なわず維持するための運営をする必要があります。次の点に配慮を願います。

- 1. 仏壇と写真は、現状のままとする。
- 2. 月参り（月数回約1時間程度）、および仏事（年数回）の開催予定があるときは事前

に告知して講座日程の協力を要請することがある。

3. 第1教室において、毎年8月1日から3日の3日間地蔵盆開催の年中行事のため、他の教室または多目的空間の利用について協力を依頼するものとする。
4. 子ども連れの講座または歳事を実施する場合は、次の管理責任を徹底して行うこと。
階段に登る、庭に出る、庭の木や灯籠に登る、池の周辺で遊ぶ等の危険な行為。

本契約成立を証するため、本証書を2通作成し、甲・乙が記名、捺印の上、甲・乙各々その1通を保有します。

2019年 月 日
甲

印

乙 滋賀県大津市西ノ庄5-25-904

戸所 新太郎

印